

熊本市地域公民館借家料補助実施要綱

制定	平成 8 年	4 月	1 日	教育長決裁
改正	平成 20 年	4 月	1 日	市民生活局長決裁
	平成 22 年	5 月 25 日		地域づくり推進課長決裁
	平成 22 年 10 月	1 日		地域づくり推進課長決裁
	平成 23 年	4 月	1 日	市民生活局長決裁
	平成 23 年	7 月	1 日	地域づくり推進課長決裁
	平成 29 年	4 月	1 日	地域活動推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会における住民の自主的活動を推進し、まちづくりの推進及び生涯学習の振興を図るため、活動拠点を持っていない地域公民館組織（以下「組織」という。）の建物又は居室（以下「建物」という。）の借り上げに対し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に基づき支給する補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 地域公民館活動の目的に沿って、専ら建物が利用されるものであること。
- (2) 地域公民館要綱（平成4年4月1日制定）第5条に規定する届出がなされている組織であること。
- (3) 借家料年間6万円以上の契約（以下「契約」という。）を締結していること。
- (4) 公民館活動に必要な設備が建物に備わっていること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該組織が支払う年間の借家料に3分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、15万円を超えない額とし、予算の範囲内でこれを決定する。

(補助金交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする組織は、当該補助を受けようとする年度の4月1日までに契約を締結し、市長が指定する期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 契約書の写し
- (3) 予算書（様式第3号）
- (4) 建物の平面図及び配置図（前年と同様の場合は省略することができる。）
- (5) 建物の利用に関する規約（前年と同様の場合は省略することができる。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする組織が当該補助を受けようとする年度の10月1日までに契約を締結し、かつ、当該年度の10月末日までに前項に規定する申請書を提出した場合に限り、当該申請を受け付ける。この場合において、補助金の額は、前条の規定により算出した額の2分の1とする。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により組織から補助金の交付申請があったときは、内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）の様式第2号）により組織に通知するものとする。

(補助金交付の請求及び交付)

第6条 前条に規定する補助金交付決定通知を受けた組織は、当該補助金の額の2分の1については10月1日から同月末日までに概算交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に請求し、残額については翌年3月1日から同月末日までに請求書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により組織から補助金の概算交付申請又は交付申請があったときは、事実を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金申請事項の変更)

第7条 第5条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた組織は、申請事項に変更が生じたときは、変更する事項を補助事業計画変更申請書（様式第6号）にて市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付決定通知を受けた組織は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに補助金等実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 家賃を支払ったことを証明する書類又はその写し
- (2) 事業実績報告書（様式第8号）
- (3) 決算書（様式第9号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の取り消し及び減額）

第9条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は減額することができる。この場合において、当該取消し又は減額の部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

印

補助金の交付申請について

熊本市地域公民館借家料補助実施要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

熊本市地域公民館借家料補助金

2 補助事業の目的及び内容

まちづくり推進・社会教育振興

地域公民館の借家料に対する補助

3 補助対象事業費

_____円

4 交付を受けようとする補助金の額と、その算出基礎

_____円

_____円 × 補助率 1/3 = _____円

ただし、最高額 150,000円

事業計画書

公民館名 ()

	事業計画	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

予 算 書

収入の部 (円)

内訳	金額	備考
熊本市地域公民館借家料補助金		
地元負担金		
合計		

支出の部 (円)

内訳	金額	備考
支払額		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

年 月 日

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

印

様式第4号 (第6条関係)

補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

印

補助金の概算交付について

年 月 日付熊本市指令第 号で交付決定通知のあった、
年度地域公民館借家料補助事業にかかる補助金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

1 補助金概算交付申請額 円

2 補助金の概算交付申請理由

請 求 書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名 公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名 印

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

振込先口座名

金融機関名		銀行							支店
預金種目	普通	口座番号							
口座名義人									

上記金額を、地域公民館借家料補助金として請求します。

ただし、(前 ・ 後) 期分。

補助事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

印

補助事業の計画変更申請について

年 月 日付熊本市指令第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市

地域公民館借家料補助事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

1 補助事業計画変更の内容

2 補助事業計画変更の理由

3 添付書類

補助金交付決定通知書

補助金等実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

印

補助金の実績報告について

熊本市補助金等交付規則第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

熊本市地域公民館借家料補助金

2 補助事業の目的及び内容

まちづくり推進・社会教育振興

地域公民館の借家料に対する補助

3 補助対象事業費

_____円

4 補助金交付決定額

_____円

事業実績報告書

公民館名 ()

	事業実績報告	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

決 算 書

収入の部 (円)

内訳	金額	備考
熊本市地域公民館借家料補助金		
地元負担金		
合計		

支出の部 (円)

内訳	金額	備考
支払額		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

年 月 日

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

印